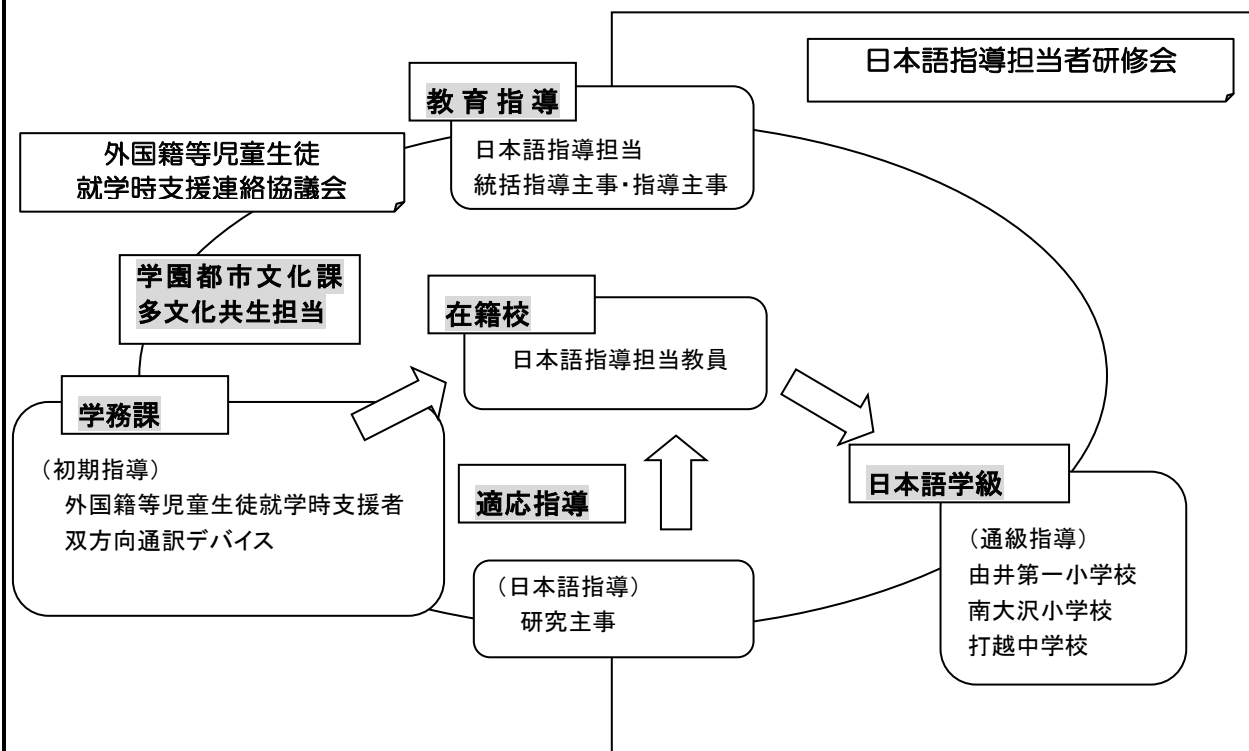


令和 7年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (Ⅰ 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【八王子市】

令和7年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)



※1 連絡協議会には、外国籍等児童生徒就学時支援者・外国籍等児童生徒就学時支援者派遣校副校長(書面参加)・八王子国際協会職員・学園都市文化課多文化共生担当職員・日本語学級担当教員・日本語指導担当指導主事・学務課職員等が参加。(21名)

※2 就学時支援者の対応言語としては、主に英語、中国語、韓国語等。教員免許の有無は問わない。

2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)運営協議会・連絡協議会の実施

児童生徒の母語がわかる支援員(外国籍等児童生徒就学時支援者)、外国籍等児童生徒就学時支援者派遣校管理職(書面参加)、学園都市文化課多文化共生担当職員、八王子国際協会、学務課職員等による連絡協議会を開催し、日本語指導が必要な児童生徒への共通理解、指導力の向上を図るとともに、指導を行っていくうえでの課題の検討を行った。

(2)学校における指導体制の構築(必須実施項目)

日本語学級への通級を行った。また、在籍校では日本語適応指導員等による日本語指導を行っている。

(3)「特別的教育課程」による日本語指導の実施(必須実施項目)

由井第一小学校、南大沢小学校、打越中学校の日本語学級において個別に日本語指導を行った。

(4)成果の普及(必須実施項目)

「はちおうじの教育統計」や「ビジョンはちおうじの教育 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書」の中で事業の実施結果の報告を行った。また、連絡協議会においても情報提供を行い、成果について普及してもらうように努めた。

(7)ICTを活用した教育・支援【重点実施項目】

母語が分かる支援員では対応できない言語の対応や、保護者と学校とのコミュニケーションを円滑に行うために、双方向通訳デバイスを教育委員会事務局及び小・中・義務教育学校に導入した。

本市が導入している1人1台学習用端末を活用し、日本語指導を行った。

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

日本語の習得が十分でない児童生徒に対し、在籍する学校へ日本語適応指導員が訪問し、基礎的な日本語の指導を行った。また、就学手続の時点で日本語に不安のある児童生徒を把握し、就学校と連携しながら、初期指導として一定期間(小学校上限50時間、中学校上限70時間)、児童生徒の母語がわかる外国籍等児童生徒就学時支援者を派遣した。派遣中も就学校、支援者と連携し、必要に応じて上記上限時間に適宜加算して派遣を行った。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)運営協議会・連絡協議会の実施

外国籍等児童生徒就学時支援者を派遣した児童生徒の現状や、学校や支援者それぞれが感じている課題を、報告・意見交換することにより、関係者同士で日本語指導が必要な児童生徒の受け入れに対する意識向上を図ることができた。

(2)学校における指導体制の構築(必須実施項目)

児童生徒の在籍校や日本語学級への連携方法について、引き続き検討する必要がある。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施(必須実施項目)

日本語学級への通級を通して、日本語の習得の不十分な児童生徒それぞれに応じて指導を行い、日本語の習得を図ることができた。

(4)成果の普及(必須実施項目)

「はちおうじの教育統計」や「ビジョンはちおうじの教育 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書」の中で報告することで事業内容や実施状況の普及を図ることができた。

引き続き事業の成果を掲載できる場所の確保及び機会を増やし、さらなる成果の普及を図っていく。

(7)ICTを活用した教育・支援【重点実施項目】

対応言語が多言語化することにより、対応が困難な言語を母国語とする児童生徒の学校生活を円滑化することができ、また保護者と学校とのコミュニケーションも円滑に行うことができた。

今後は、通訳デバイスを使用した学校からの意見等も踏まえ、タブレット端末を活用した支援方法等と併用し支援を行っていく必要がある。

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

日本語の指導だけでなく、児童生徒の心理的な面でのサポートをし、学校生活に円滑に適応できるよう支援をした。児童生徒の母語が多言語化しており、支援時に苦慮している。支援者の派遣が難しい場合は、通訳デバイスやタブレット端末等を活用しながら支援を行っていく必要がある。

本事業で対応した幼児・児童生徒数	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
------------------	------	-----	-----	--------	------	--------	--------

	人 (園)	124 人 (34校)	44 人 (19校)	8 人 (1 校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		35 人 (13校)	16 人 (8校)	0 人 (0校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
4. その他(今後の取組予定等)							

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。